

## 金沢大学大学院法学研究科転専攻に関する細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、金沢大学大学院学則第16条の規定及び法学研究科規程第11条に基づき、本学大学院法学研究科法務専攻から法学・政治学専攻への学生の転専攻に関し必要な事項を定める。

### (転専攻の時期)

第2条 転専攻は、原則として4月1日又は10月1日に法学・政治学専攻2年次への転入とする。

### (出願資格)

第3条 転専攻は、転専攻の日において法務専攻に1年以上在学した者が願い出ることができる。

### (出願手続等)

第4条 転専攻を希望する者は、事前にアドバイザー教員へ相談の上、別に定める期日までに、主任指導を希望する教員の承認を得て、所定の申請書を人間社会系事務部学生課大学院係に提出しなければならない。

### (転専攻の許可)

第5条 転専攻は、転専攻希望先である法学・政治学専攻の研究コース又は高度専門職コースの入学試験と同等の審査を経て合格した場合に、研究科会議において許可する。

### (在学期間及び休学期間)

第6条 転専攻を許可された者の在学期間の上限は、次の通りとする。

- 一 法務専攻短縮コースから転専攻する場合 法務専攻入学時から起算して4年
- 二 法務専攻標準コースから転専攻する場合 転専攻時から起算して2年

2 転専攻を許可された者に係る研究科規程第27条第1項の適用に関しては、転専攻前も修士課程に在学していたものとみなして修了に必要な在学期間を計算する。

3 休学期間は原則通算2年を超えることはできない。

### (既修得単位の取扱い及び適用規程)

第7条 転専攻を許可された者が転専攻前に修得した授業科目の単位は、次に掲げる基準により、法学研究科規程第27条第1項・法学・政治学専攻教務関係細則第10条に定める修了に必要な授業科目の単位に算入する。

- 一 法学・政治学専攻の授業科目 法学・政治学専攻において修得したものとみなす
- 二 法務専攻の授業科目のうち、研究科共通科目群に同一名称の科目が存在するもの  
法学・政治学専攻において研究科共通科目群に区分される授業科目の単位として修得したものとみなす
- 三 法務専攻の授業科目のうち、前号に掲げる以外のもの 15単位を上限として一括認定する

### 附則

この細則は令和3年12月21日から施行し、令和2年度入学者から適用する。